

横浜市告示第129号

建築基準法第39条第1項の規定による災害危険区域から除く区域の一部改正

建築基準法第39条第1項の規定による災害危険区域から除く区域（平成30年9月横浜市告示第508号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月23日

横浜市長 林 文子

災害危険区域から除く区域を次のように改める。

災害危険区域から除く区域

南区
保土ヶ谷区
磯子区
金沢区
栄区
港南区
中区
港北区
瀬谷区
西区
泉区
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により神奈川県知事が土砂災害警戒区域として指定して告示した区域のうち、師岡町8の鶴見区部分
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により神奈川県知事が土砂災害警戒区域として指定して告示した区域のうち、南軽井沢1の神奈川区部分